主 文

本件上告を棄却する。

理 由

よつて刑訴施行法三条の二、刑訴法四〇八条により主文のとおり判決する。 この判決は、裁判官全員一致の意見である。

昭和二六年一一月八日

最高裁判所第一小法廷

裁判長	表判官	沢	田	竹	台	郎
	裁判官	真	野			毅
	裁判官	斎	藤	悠		輔
	裁判官	岩	松	Ξ		郎